

愛知教育大学研究活動における不正防止計画

研究活動不正防止対策推進委員会

令和元年 5月20日 制定

令和2年 6月 1日 改正

令和3年10月12日 改正

I 目的

愛知教育大学（以下「本学」という。）に、「愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」第4条により、研究活動不正防止対策推進委員会を置き、研究活動の公正性を厳格に確保すること及び公的研究費を適正に運営及び管理を行うため、研究活動における不正防止計画を以下のとおり定める。

II 運営管理体制

本学における研究活動並びに公的研究費の適正な運営・管理について不正防止対策を積極的に推進していくために最高管理責任者、統括管理責任者、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を置く。

① 最高管理責任者 : 学長

本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正防止に関し最終責任を負う。

② 統括管理責任者 : 研究担当理事

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を最高管理責任者へ報告する。

③ 研究倫理教育責任者 : 研究担当理事

研究倫理に関する実質的な責任と権限を持ち、定期的な研究倫理教育を実施する。

④ コンプライアンス推進責任者 : 事務局長

統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

ア 本学における公的研究費の不正使用防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

イ 不正使用防止を図るために、本学の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

ウ 本学において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

⑤ コンプライアンス推進副責任者 : 教育学部の各学系の部局長

コンプライアンス推進責任者を補佐し、各部局における公的研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ。

Ⅲ 不正防止計画

1. 管理運営体制

不正発生の要因	防止計画
○管理・運営責任者の責任・権限の認識不足	○役員・部局長に対し、「愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」を周知し、意識の向上を図る。 ○ウェブサイトを通じて、責任体制を学内外に公表する。 ○各責任者の異動にあっては、引継等を明確に行い、責任及び権限について理解してもらう。
○不正防止計画を策定・実施しているにもかかわらず、不正使用事案が発生する可能性	○他大学等の不正使用事案の検証や監査室のモニタリングの結果から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討し、必要に応じ不正防止計画に加える。

2. 研究倫理上の不正行為防止

不正発生の要因	防止計画
○研究倫理教育の実施体制、教育内容が不明瞭 ○時間の経過により、研究倫理意識及び理解度の低下	○研究倫理を徹底するため、日本学術振興会が運営するeラーニング（eL-CoRE）を活用した受講を義務付け、教員の受講率100%をめざす。なお、受講有効期間は3年間とする。 ○学生に対しても（eL-CoRE）を活用した受講ができる事をガイダンスで通知し、大学院生には受講ができるよう受講者登録を行う。 ○ウェブサイト、グループウェア等を活用し、四半期に一度の啓発活動を実施する。
○不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇	○「愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」等、研究活動の不正防止に関する関係規程をウェブサイトに公表する。 ○ウェブサイトに掲載する「研究活動における不正行為に関する告発」の項目において、「愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」に定める「告発者及び被告発者の保護」及び「通報後の手続きの流れや取り扱い」を併せて公表し、不利益が生じない旨を周知する。

3. コンプライアンス上の不正行為防止

不正発生の要因	防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ○公的研究費の事務処理手続き等に関するルールが不明瞭 ○公的研究費の事務処理手続き等に関するルールの理解不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○事務処理手続きに関するルールを整備し、各手続きについて会計ハンドブックを用いて周知することにより、適正運用の徹底を図る。 ○ルールが形骸化しないよう必要に応じて見直しを行う。
<ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンスに対する関係者の社会的責任感と意識の低さ ○公的研究費の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対する意識の欠如 ○不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さ 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。 ○教職員から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。
<ul style="list-style-type: none"> ○予算執行状況が適切に把握・執行されていないため、年度末に予算執行が集中する事態の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究計画に基づいた早期執行を喚起するとともに、定期的に予算執行状況の確認を行い必要に応じて改善を求める。
<ul style="list-style-type: none"> ○取引業者が研究者等と必要以上に密接な関係を持つことによる癒着の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて債務確認をするなど取引状況の確認を行う。不正な取引を行った業者については、本学における「物品購入等契約に係る取引停止等の取扱基準」に基づき取引停止等の措置を講ずることにより他の業者へ注意喚起を行う。 ○取引数の多い業者については、不正経理に協力しない旨の誓約書を提出させる。
<ul style="list-style-type: none"> ○旅行事実の確認等が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員（学生及び研究協力者を含む。）が行う出張について、旅行報告書及び旅行の事実を証明するもの（宿泊証明書等）の提出を義務化する。 ○旅行報告書に用務先等の詳細な記載を厳格化し、追跡確認ができるようにする。
<ul style="list-style-type: none"> ○購入物品等の検収確認が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ○検収可能な全ての購入物品について、検収権限のある事務職員による納品事実の確認を行う。 ○据え付け調整等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品を確認する。 ○デジタルコンテンツ開発・制作、機器の保守・点検など特殊な役務の検収についてルールを定めて運用する。
<ul style="list-style-type: none"> ○研究と直接関係ないと思われる物品の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ○物品の発注の際には、部局長等の予算管理者が申請内容を確認の上、承認を行う。

○学生に対する不正使用の周知不足	○学生に公的研究費についてのルールや、不正行為を求められた場合の通報窓口を周知する。 ○学生より不正経理に協力しない旨の誓約書を提出させる。
○学生アルバイト（研究協力者が実施するアルバイトを含む。）等の勤務時間管理が不十分	○事業実施責任者の勤務時間管理が適正に行われるよう、日常的及び不定期の調査等により実証する方策を策定する。
○換金性の高い物品の管理が不十分	○換金性の高い物品などの購入状況を把握し、大学所有の物品であることを示すとともに、監査室によるモニタリングを実施する。

4. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	防止計画
○通報窓口が判りにくいため、不正が潜在化	○ウェブサイト、会計ハンドブック、学生への周知書類等に公開した通報窓口の内容について、受付窓口、相談窓口に関して判りやすく記載されているか見直し、周知徹底を図る。
○使用ルールの統一が図られていないため、誤った解釈での経費執行	○会計ハンドブックを定期的に更新するほか、相談窓口において、研究者からの相談や質問を受け付ける。また、受け付けた質問等を取りまとめたQ & A事例集を作成し、学内専用サイトにより周知する。

5. モニタリングの在り方

不正発生の要因	防止計画
○不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分	○監査室による通常監査及び特別監査の対象数を拡大させる。 ○課題別監査を実施する。 ○監査室は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施したモニタリング等を通じて把握された不正発生要因に応じて、関係部局と連携して不正使用防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。 ○監査室は、監事及び会計監査人との連携により、研究費管理の在り方等について意見交換を行い、内部監査の質向上を諮る。

IV 不正防止計画の実施部局

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| ① 管理運営体制 | 学術研究支援課 |
| ② 研究倫理上の不正行為防止 | 学術研究支援課 |
| ③ コンプライアンス上の不正行為防止 | 学術研究支援課
(経費に関する事項については財務課) |
| ④ 情報発信・共有化の推進 | 学術研究支援課
(経費に関する事項については財務課) |
| ⑤ モニタリングの在り方 | 監査室 |

V 不正防止計画の点検・評価

公的研究費使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。